

3. 児童相談所以外で子ども家庭福祉分野における ソーシャルワークを担うものが働く場となる主体

○市区町村(子ども家庭総合支援拠点)

令和2年10月16日(金)
静岡県藤枝市健康福祉部
子ども家庭課 中谷 波路

げんき

きょうそう

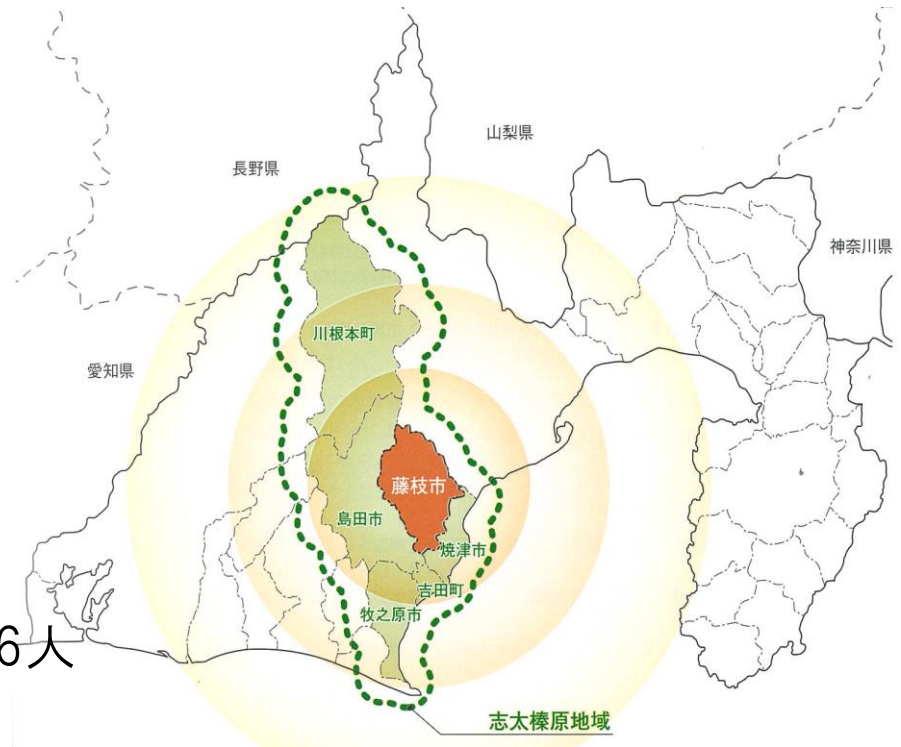
ひやく

元気共奏・飛躍ふじえだ

～元気つながる、笑顔ひろがる。～

～R2.4.1現在～

- ◆ 静岡県(23市12町)3,697,427人
- ◆ 藤枝市(6位/23市)144,249人
65歳以上の割合 29.9%
18歳未満の児童数 22,702人
- ◆ 藤枝市面積 194.06 km²
- ◆ 藤枝市人口密度 743.32人/km²
- ◆ 中央児童相談所(4市2町) 461,226人
[R元年度] 人口 463,011人
児童人口 74,900人
児童福祉司 12人(藤枝市担当4人)



藤枝市職員体制

職員数		常勤職員(再掲:新採)		会計年度 任用職員	計	
		正規	再任用			
				745 (37)	43	702
健康福祉部		190		138	328	
子ども家庭課 (家庭児童相談係)	社会福祉士				0	
	精神保健福祉士				0	
	認定心理士				0	
	保健師	2			2	
	その他	教員免許を有する者			1	8
		保育士			4	
		社会福祉主事	1			
なし		1		1		
健康推進課 (母子保健係)	保健師	8 (1)	1	8	17	
	助産師			2	2	
	社会福祉士				0	
	精神保健福祉士				0	
	公認心理師	1			1	
	その他				0	
子ども発達支援センター (発達支援係)	保健師	1			1	
	公認心理師	4 (1)			4	
	保育士	2			2	
	その他(教員免許を有する者)			2	2	

事務分掌

所管部・課		事務分掌		
健康福祉部	こども家庭課	子ども支援給付係	各種手当関係 各種医療費助成関係 ひとり親家庭福祉	
		家庭児童相談係	子ども家庭総合支援拠点	要保護児童対策地域協議会 子どもの居場所づくり 広域における啓発事業 子どもの貧困対策(計画あり)
			女性相談・DV相談(計画あり)	
			児童課	保育や学童保育 子育て支援 児童館・児童遊園
				子ども発達支援センター
	自立支援課	障害者総合支援係		障害児福祉関係
		基幹相談支援センター		
		生活福祉係	生活保護関係	
		自立生活サポートセンター	生活困窮者自立支援対策 住宅困難者支援対策	
	教育部	生涯学習課	青少年健全育成・若者支援 (子ども・若者支援地域協議会)	
		教育政策課	生徒指導担当指導主事(教員)	
	学習指導担当指導主事(教員)			
	特別支援担当指導主事(教員)			
研修担当指導主事(教員)				

 同館同階(フロアー)

子ども家庭総合支援拠点人員配置

※印: 要保護児童対策調整機関調整担当者
 太字: 児童福祉司任用資格者

		H29	H30	R1	R2	
子ども家庭支援員	管理職	保健師A		保健師B		
	管理職	教員免許(1級)を有する者※		社会福祉主事※		
虐待対応専門員	正規職員	社会福祉士				
		保健師B	保健師C		保健師D	
家庭児童相談員	会計年度職員					
家庭児童相談員		相談員	相談員	厚生労働省の認める研修の受講者		
女性相談員		相談員			保育士d	
養育支援訪問員		教員免許(2級)を有する者				
		保育士a				
	保育士b					
		保育士c		保育士d	保育士e	

拠点の構築について

支援拠点を設置してから事業展開するのではなく、従来行っていた事業そのものが支援拠点事業だった。



1. 相談・支援事業

- 対象と支援内容等が明確になり、専門スタッフの配置根拠が共有されたことにより、職員の専門性の維持・向上は自己責任ではなく、組織の役割であるという認識になった。
- ひとり親家庭への相談支援が、子どもの貧困・児童虐待の連鎖の防止につながるため、ひとり親家庭への相談を専門とする相談員の育成に理解を得られた。

2. 啓発事業

- 児童虐待の早期発見・早期対応意識の向上に向け、関係機関や市民への継続的な周知活動だけでなく、広域的な啓発活動や無関心層への啓発活動方法の開発につなげられた。

3. 地域(社会)資源の確保

- 必要な社会資源(こどもの居場所づくり)を新規に構築することができた。
 - ・子ども育成支援事業(養育の十分でない家庭の居場所事業)
 - ・こども食堂実施団体への補助金交付

4. 要保護児童対策地域協議会(ネットワーク)の機能強化

- 支援拠点と児童相談所は、役割が異なる対等機関であるという認識から、ネットワーク構成機関や構成員の児童虐待の早期発見・早期対応意識および専門性の更なる向上を図っている。
- 関係機関との連携には多くの課題があることから、児童虐待・DV部会にスーパーバイザーを配置することにより、より安全で安心なケース対応の展開に取り組んでいる。



子ども家庭総合支援拠点として事業展開していくためには、1～4全てに共通している“基本事項”として、職員に求められている「専門性の維持と向上を図る取り組み」つまり、人材育成は必須であると認識してい。

人材育成

(1) 研修参加(令和元年度)

⇒ 「情報収集力」「人脈づくり」

- こどもの虹研修センター
- 西日本こども研修センターあかし
- 日本子ども虐待防止学会
(H28～2名ずつ参加)
- 厚労省市町村職員を対象としたセミナー
- 内閣府子どもの貧困マッチング・フォーラム
- ひとり親家庭サポーター養成講座
- 養育費相談支援センター地域研修会
- 全国母子・父子自立支援員研修会・養育費等の相談に関する全国研修会合同研修会
- 全国婦人相談員・心理判定員研究協議会
- 東海ブロック婦人相談員連絡協議会
- 女性に対する暴力被害者支援のための官
官・官民連携促進ワークショップ
- トラウマ・インフォームド・ケア
(認定NPO法人ChildFirst Japan)
- 甘えと間主観性研究会
- 多胎育児の専門研修
- 人権啓発指導者養成講座
- 性暴力について考えるシンポジウム
- 子ども虐待対応・医学診断研修
- 児童虐待防止静岡の集い
- 市町児童相談担当職員研修(5回)
- 面接スキルトレーニング研修(7回)
- 家庭児童相談室連絡協議会研修
- デートDV出前講座
(富士宮市へ視察)
- 里親講演会

(2) 復命書 ⇒ 「集中力」「復習と整理する力Ⅰ」「伝える力Ⅰ」

- 必ずコメント(感想だけでなく、意見や質問)を記載することにより、復命書の意義を実感し、研修受講の集中力が増す。

(3) OJT ⇒ 「復習と整理する力Ⅱ」「伝える力Ⅱ」「体得」

- 週1回行っている処遇検討会議や年10回開催している要保護児童対策地域協議会(児童虐待・DV部会)において簡単なプレゼン報告をすることもあるため、受講内容を復習・整理する力、人に伝える力が付く。また、受講内容が確実に自分のものになる。

(4) 研修会開催 ⇒ 「企画力(課題認識力)」「人脈づくりⅡ」

- 要保護児童対策地域協議会研修会(世代間連鎖と親子関係への支援)(RIFCR™研修)
- 藤枝市発達障害児者療育支援研修会(園や学校で使えるコグトレ)
- 児童虐待予防にかかわる職員のための合同学習会(H28～年3回)
テーマ “精神的な問題を有する母親”への適切な対応法を学ぶ
対象 児童虐待予防に関わる職員(母子保健に関わる保健師等、家庭児童相談に関わる保健師と家庭児童相談員、養育支援訪問事業及び育児サポート派遣事業に関わる保育士、地域子育て支援センター職員)
- 児童虐待防止出前講座(初期対応から要保護児童対策地域協議会へ)
- 中学生対象のデートDV防止講座
- 藤枝市職員対象のDV防止講座(NPO法人レジリエンス)
- 子ども育成支援研修を学校支援員研修と合同開催(愛着障害を学ぶ)
- 家庭的保育者養成研修(子どもたちからのSOS＝社会的養護・子ども虐待＝)
- 民児協(専門部会)・主任児童委員連絡会(子どもの居場所について)

人材育成

■ ケース記録の徹底

- 相談・支援の一連の流れが理解できているか？
- 情報収集の不足はあるのか？
- 何処に、誰に、何を聞けば情報が収集できるのか？
- ジェノグラム(成育暦を背景する手段として重要であるため)が理解できているか？
- 要した時間は適切か？
- アセスメントは適切か？
- 支援の見立ては協議したのか？
- 記録事項全てが“支援計画書”であるという意識と、全てが事実確認の証拠になるという意識が持っているのか？

□ 保健師の医療現場での実務経験(看護計画)

- PDCAサイクルのPへの前段階が重要

藤枝市における要支援・要保護児対策の包括的なネットワーク



要保護児童対策地域協議会運営について（事前質問から）

■対象ケースの状況把握

- 毎月、地区担当者4人と相談員3人で、関係機関(56カ所)へ情報収集(156人)。
- 早期発見・対応への体制強化として、毎年4月、市内の全小・中学校、特別支援学校、幼稚園、こども園、保育園、放課後児童クラブ等134箇所を訪問し、児童虐待防止法に基づく虐待通告の必要性について啓発し、顔の見える関係づくりを行っている。

■進行管理に従事する職員の事務分掌

- 進行管理は地区担当者が主となり行っているため、それぞれ2～4種の個別事業も担当している。

■通告や相談に対応する職員の状況

- 基本誰でも受けるが、地区が分かれば地区担当者が聞き取りをする。

■緊急受理会議に参加する職員とその記録

- 養育支援訪問員を除く支援拠点職員全員と課長(在席時のみ)が参加。
- 健康管理システムへの入力等は地区担当者が行うが、不在時は聞き取りをした者が入力する。

■困難ケースへの動向やSV

- 困難ケースという定義はないが、要対協で課題となっているケースは以下の通り。

①児童相談所の支援方針と異なるケース。

②子どもに発達障害の表れがあるも、親の受容に対する支援が遅れ、不適切な養育状況が続いた結果、虐待、登園・登校先でのいじめ、不登校といった二次障害が問題になっているケース。

■児童相談所送致などの決定の仕方

- 定例or緊急の処遇検討会議にて決定し、地区担当者が事務手続きを行う。

スーパーバイザーという人

◆児童相談所児童福祉司スーパーバイザーには義務研修がある。



◆市区町村(支援拠点)に求められるスーパーバイザーとは？

- 保健師、社会福祉士など専門職でなければならないのか？藤枝市では、前課長も元課長も事務職で社会福祉主事。社会福祉主事の共通点は、基礎的な履修項目の修得と福祉現場でのSW経験。
- 法や制度の改正のみならず、絶えず最新情報を収集し、職員に提供、共有できること(“情報”は命)。
- 伝える場では、主要担当職員にも聞いてもらえること。
- より良い体制構築のための課題解決に取り組める人。
 - ・児童虐待死亡事例検証報告書の共有(R1.10～)
 - ・こどもの居場所事業を検討
 - ・研修会の開催(何を伝えたいのか？ スキルアップだけか？)

子ども家庭総合支援拠点における

養成課程に求める内容

- **地域実習の充実**
必要な職場実習と実習内容について再検討し、現場における指導者の養成についても検討すべきと考える。
- **面接技術**
技術は経験の積み重ねではあるが、心理学等の基礎から得られる面接スキルは必要である。

キャリアパス

- 「人」が「人」を支援するため、寄り添える心と、共に歩む強い心が必要になる。
- 「キャリアデザイン」をもち、「キャリアプラン」としてSWがある。
 - 社会福祉主事での福祉現場でのSWの経験。
 - 支援拠点の人員配置基準に該当する資格要件がある。